

令和4年12月和水町議会第4回定例会会議録

令和4年12月9日和水町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和4年12月9日午前10時00分招集

2. 令和4年12月9日午前10時00分開会

3. 令和4年12月9日午後0時04分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課 長	石原康司	総合支所長兼住民課長	中嶋光浩
建設課 長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾 修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課 長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前渕康彦
病院事務部長	高木浩昭	会計管理者	大山和説

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 常任委員長報告

日程第6	議案第62号	和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第63号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第8	議案第64号	和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第65号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第10	議案第66号	和水町特別会計条例の一部改正について
日程第11	議案第67号	和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第68号	和水町下水道条例の一部改正について
日程第13	議案第69号	和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第14	議案第70号	和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第15	議案第71号	令和4年度 和水町一般会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第72号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第73号	令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第74号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第75号	令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第76号	令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第77号	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第78号	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第79号	令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第80号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第25	議案第81号	指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）
日程第26	議案第82号	指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）
日程第27	議案第83号	町道の路線廃止について
日程第28	議案第84号	町道の路線認定について
日程第29	議案第85号	工事請負契約の締結について
日程第30	議案第86号	和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第31	議案第87号	和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第32	議案第88号	和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和4年第4回和水町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番秋丸要一君、10番笹渕賢吾君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第4回和水町議会定例会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には御参集いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス発生から約2年が経過しようとしています。感染拡大による住民生活や経済への影響を最小限にとどめるための施策に注力しながら、まちの活性のための各種事業を町と当局と連携して、必要な施策実現に向けて取り組んでまいりました。特に、新型コロナウイルスワクチン接種は3回接種が終わり、現在、オミクロン株対応の接種が行われているところです。

さて、明るい話題といたしましては、熊本県出身のプロ野球選手村上宗隆選手が王 貞治さんの記録を58年ぶりに更新する56号のホームランを記録されました。村上選手の活躍は、熊本県民に大きな感動と希望を与えてくれるものでした。

海外に目を向けると、ロシアによるウクライナへの侵略戦争は、ウクライナ国民の命と財産を奪い、その影響は世界中に広がり、燃料や諸物価の高騰、食糧危機問題まで引き起こしています。

一刻も早い侵略戦争の終結を切望いたします。

さて、本定例会に提出された諸議案は、条例12件、補正予算9件、その他6件の合計27件であります。この諸議案については、後刻、町長から説明があります。また、一般質問には9名の議員が予定されています。前向きで建設的な議論を期待いたします。

なお、議員各位におかれましては、円滑な議事運営に御協力いただき、適正・妥当な議決に達せられることを切望いたします。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。6月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づく報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況については、別紙にてお手元に配付しておりますとおりであります。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。

令和4年度第4回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

まず初めに、先月、先々月と職員の不祥事により、3件の懲戒処分を行いました。いずれも職務上の義務に違反し、職務を怠ったものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行の行為であり、このような行為が行われたことは誠に遺憾であり、町民の皆様にも深くおわびを申し上げます。また、議会の皆様にも深くおわびを申し上げます。今後このようなことが二度と起きないように、職員研修、職員の管理監督を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

それでは、定例議会に当たり、行政報告並びに御挨拶をさせていただきます。

発生から3年がたとうとしている新型コロナウイルス感染症でございますが、本年においても多くの感染者が確認されました。特に7月から8月にかけての第7波では、県内の感染者が2日連続で5,000人を超えるなどの感染拡大に歯止めがかからない状況でございました。県では、熊本BA.5対策強化宣言を発令し、感染防止対策に取り組んでおりましたが、9月中旬からようやく感染者が減少し、落ち着きを見せたところです。しなしながら、現在、感染者数が拡大傾向にあり、年末年始がピークになるのではないかとメディアなどにおいて懸念の声が上がっており、第8波の拡大が心配されております。町民の皆様には、改めて基本的な感染対策の実践に御協力

賜りますようお願い申し上げますとともに、ワクチンの接種を前向きに御検討くださいますようお願い申し上げます。

さて、令和4年第3回定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず、8月の古墳祭及び夏祭り盆踊り大会で延期になっておりました花火につきまして、10月28日及び29日に打上げを行いました。商工会のイベントとも日付を合わせて行いましたので、たくさんの方に御覧いただき、町民の方からもお喜びの声をお寄せいただきました。

次に、11月6日に開催した第39回となる金栗四三マラソン大会についてですが、去年はコロナ対策としまして参加者を熊本県内の500名に限定して開催いたしておりましたが、今年は参加者の募集範囲を九州に広げ、約750名の方に御参加いただきました。今後も金栗先生の功績を継承するとともに、PRに力を入れていきたいと考えております。

また、11月20日には山太郎祭を3年ぶりに開催することができました。山太郎祭は秋の収穫祭であり、日本遺産の構成文化財であるガネ飯を楽しむお祭りでもあります。コロナ対策を徹底した上で開催いたしましたが、当日はお天気にも恵まれ、大変多くの方に御来場いただきました。

今後も、コロナ対策を地域の活性化につながるイベントを両立させながら、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、道路に関する会議、要望式についてですが、県道玉名立花線等道路開発期成会、県道玉名八女線期成会、一般国道443号・県道和田山鹿線・玉名八女線道路整備促進期成会、和水町道路整備推進委員会において会議や要望式を実施し、熊本県庁、玉名地域振興局及び福岡県庁に要望を行いました。また、11月中旬には、東京で開催される全国的な会議に参加し、その折に国会議員の先生方にも要望を行ったところです。

今後も引き続き、国や県及び国会議員の先生方へ力強く要望活動を行ってまいります。議員の皆様におかれましては、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会においては、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例の改正が11件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算が9件、その他6件の計26件の議案を上程しております。各議案の詳細につきましては、この後それぞれの担当課の課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、議員各位、また町民の皆様におかれましては、今年も町の行財政運営につきまして御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。皆様がこの年末を御健勝にてお過ごしになり、よき新年を迎えられますよう心から祈念申し上げますとともに、開会に際しましての行政報告並びに御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで行政報告を終わりました。

日程第5 常任委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、常任委員長報告を行います。

行政視察研修について、総務文教常任委員長及び厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。
まず最初に、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。

6月定例会の折に議員派遣の計画は8月の予定で御報告いたしておりましたが、コロナ感染拡大のため時期を改め、11月に再度検討させていただき、実施をいたすことができました。受入先のジャパンアスリートトレーニングセンター大隅、芦北町役場の関係の皆様には視察を快く受け入れていただき、大変感謝申し上げます。

総務文教常任委員会は、報告・調査・研究活動の一環として他の団体等で取り組まれている先進的な事例を視察するため、令和4年11月17日から18日かけて鹿児島県大崎町ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅へ体育施設の視察研修、熊本県芦北町役場へ公共交通の研修をいたしましたので御報告いたします。

鹿児島県大崎町にありますジャパンアスリートトレーニングセンターは、鹿児島県の東南部にありまして曾於郡に属し、面積は100.67平方キロメートル、人口約1万2,000人の町で、国の史跡に指定されている横瀬古墳などの史跡を有する町であります。大崎町は環境問題の取組に熱心で、当時3町で構成されていた大崎町、志布志町、有明町で構成される一部事務組合で運営しているごみの埋立処分場が満杯になる時期が近づいてきたことから、その延命化という課題を解決にきっかけに、いち早くごみの分別に着手し、12年連続リサイクル率日本一、27種に分別し、2019年度にはリサイクル率82.6%を達成するなどの実績を積み重ねられています。

さて、今回の視察研修場所である大崎町ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は、鹿児島県が旧県立有明高校跡地を活用し整備され、ニチガスクリエイト・ミズノ共同事業体の指定管理の下、平成31年4月1日より供用開始となった新しい施設であります。センター内の施設は、陸上競技場（日本陸連3種公認）、室内競技場、多目的グラウンド、投てき練習場、傾斜走路、砂場走路、附帯的な施設として、管理棟、体育館トレーニングルーム、周回走路を有しております。

特徴的な施設として、日本陸連室内競技場公認の室内競技場は、空調完備の国内最長150メートル直送路であり、50メートル、60メートル、100メートル、110メートルハードル、100メートルハードル、走り幅跳び、走り高跳び、三段跳び、棒高跳び等の競技ができます。

また、選手の要望に応じた全天候舗装40メートル3レーンの傾斜走路は、異なる傾斜角度で勾配0.5%、1%、1.4%の様々なトレーニングに対応できるよう工夫されており、ほかにも天然芝の傾斜路や全天候の舗装の傾斜路120メートルの2レーンも常設されております。

投てき練習場では複数の種目が同時に練習できる専用練習場が完備され、砲丸投げピット4か所、やり投げ2か所、ハンマー・円盤投げ4か所の非常に充実した施設となっております。

まさに陸上競技のトレーニングに特化した日本最高水準のスポーツ合宿拠点施設として自信を

持って運営をされておりました。

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の取組としては、１．トップアスリート、陸上競合大学等の合宿誘致、２．県民スポーツに関する競技力の向上、３．県民がスポーツに取り組む場の提供、４．スポーツを通じた地域活性化を目的とされ、これまで合宿誘致の実績は、利用状況数が令和元年度４万１,３４７人、うち合宿人数１万３,５４５人、令和２年度２万３,３３４人、うち合宿に人数は３,９１０人、令和３年度利用者が３万１,８２１人、うち合宿人数は５,９４４人ということでした。コロナ感染症の影響により一時は閉鎖もあったということですが、徐々に回復傾向であるということでした。

合宿誘致については、鹿児島県がジャパンアスリートトップアスリート誘致事業を展開され、１人当たり定額１０万円の合宿支援を実施されており、さらにスポーツ合宿 in 鹿児島促進事業として宿泊１人当たり１,０００円を補助する支援事業も実施されております。鹿児島県の合宿誘致に対する熱意、意気込みは並々ならぬ思いを感じました。あわせて、各市町村でも合宿支援事業を実施しているようで、バスの送迎等を実施している自治体もあるそうです。周辺自治体には大きな経済波及効果が見込めるようです。

続いて、２．県民スポーツに関する競技力の向上として、施設を利用しトップアスリートから直接指導を受けるなどイベントを実施し、鹿児島県内の競技力の向上を目指しているとのことでした。

次に、３．県民がスポーツに取り組む場の提供として、初心者向けの走り方教室やヨガ教室、ジュニアヒップホップ教室、毎週水曜日には初心者講習会を実施しているとのことでした。さらに、地域住民には日常から施設を開放され、体育館等は災害時には避難所としても活用され、地域住民の安心感へもつながっているとお聞きしました。

続いて、４．スポーツを通じた地域の活性化についてですが、オール大隅という宿泊・食事・交通の事業者を会員とする連絡会を開催し、合宿の利用状況や利用者の要望など、交流人口拡大を目的とした課題解決に取り組まれているとのことでした。

また、大崎町では、陸上競技の聖地づくり実行委員会を発足されており、町議会としても陸上競技を通じたまち発展への構想を目標にしているとともに、大崎町長は陸上競技の聖地実現プロジェクトを掲げられておられ、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は大崎町が鹿児島県に猛アタックの末、誘致を実現したとお聞きいたしました。

和水町は、現在、ランナーの聖地として掲げられておりますマラソンの父、金栗四三氏の誕生の地として、実行委員会の発足や具体的な計画、構想、そういったことを今回の研修をきっかけに、今後の地域づくりやまち活性化においてまだまだ可能性があると感じたところであります。

次に、２日目、芦北町では、地域公共交通について研修をさせていただきました。

芦北町は、面積２３３平方キロメートル、人口約１万５,０００人の町であり、小学校が５校、中学校３校、高校１校を運営されているということでした。

芦北町では、ふれあいツクールバスという小・中学校の登下校で使用しているスクールバスの空き時間を利用してコミュニティバスを運行する方法で実施しており、一部路線については児

童・生徒との混乗便があるということでした。

このふれあいツクールバスは、民間の路線バスの廃止代替として平成22年6月に1路線からスタートし、現在では自家用旅客有償運行として1乗車当たり利用料金200円を徴収して、15路線運行しているということでもあります。使用車両は、スクールバスが19台、ふれあいツクールバス専用車両が4台、計23台は芦北町が保有しており、この23台の車両を運行業者へ貸与する形で民間事業者へ運行委託をしているとのことでした。運行委託料については、総額で約3,625万円ほどということで、運航日は月曜日から土曜日までとなっており、年間乗車人員は、令和3年度が2万3,525人が利用しているとのことでした。

芦北町では、1乗車当たり200円の予約型乗合タクシーの運行も同時に事業を進められていますが、区域運行型ということもあり、利用者の人数は年々減少傾向にあるようでした。

和水町においても、車両の運転免許が取得できない若い世代や高齢者による免許返納によって生活に不便になっている方も多くいます。これからも方法論を模索して、さらに予算の有効活用、事業の効率化を図り、路線の配置など、迅速に住民のニーズに応えられるよう、常任委員会でも議論を進めてまいりたいと思います。

以上をもって、常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 続きまして、厚生建設経済常任委員会より報告をお願いします。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

続きまして、厚生建設経済常任委員長報告をさせていただきます。

令和4年11月24日、25日金曜日両日実施いたしました行政視察研修の御報告をいたします。

木原副委員長及び所管する商工観光課中原課長様、保健子ども課宇野課長に計画段階から調整に加わっていただき、研修先、行動計画等に御助言をいただきました。そこで実施することができました。ありがとうございました。

コロナ感染症の関連で実施時期も延期しておりましたが、受入体制の状況等も考慮に入れて調整が大変でありました。世界的に問題になっている地球温暖化対策において、先進的な啓蒙活動に取り組んでおられる鹿児島環境未来館及び、我が町にも道の駅、また温泉施設を所有しておりますが、町の関連施設の保全と地域発展の存続効果を目指して、道の駅たるみずはまびら等の研修を実施いたしました。

鹿児島環境未来館は、総事業費約43億6,000万円、国庫補助まちづくり交付金39.5%、起債合併特例債56%、一般財源4.5%であります。鹿児島市の環境学習、環境保全活動の拠点施設であります。施設は、鹿児島実業高校の跡地再利用計画から始まり、市民、地元事業者が環境について関心と理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実施するとともに、その活動の輪を広げて地域環境保全に寄与する人材育成のために、様々な学習や啓蒙活動事業を行っているところであります。

また、道の駅たるみずはまびらについて、報告を申し上げます。

垂水市は、当日は定例議会開催中であり、垂水市区役所水産商工観光課大迫主幹兼商工業推進課長と係長様と株式会社垂水未来創造商社角野統括部長兼駅長に施設の紹介と事業設立の経緯、現状等を伺いました。

垂水市フェリー発着所から5分程度の位置にあり、広大な用地の中、道の駅本体施設及び児童広場、民間エリア、駐車場、国道交通省エリア、マリンパークエリア等があり、マリオットホテルが建設途中でありまして、来年の4月で開業です。また、防災道の駅に選定されていました。2018年11月に開設して、2020年4月には100万人の来場者を達成、2021年11月には200万人を達成しておりますが、コロナウイルス感染症の関連もあり、近年は苦慮しているものの、年間交流人口200万人を目指しておられます。

今回の研修を通して感じたことは、両施設とも鹿児島県の県民性が大きく表れた施設であり、事業であるということを実感いたしました。設立に当たっては、地元愛が強く、計画立案から出資協力者の存在が大きく、その思いを形にしていく、そのために適材適所で役割を果たす、その体制が充実している、当時の担当職員の方が現在駅長をしておられ、県・国相互の連携も順調で、よい距離感で構成されておりました。キーマンの存在がとても大きいというふうに感じました。地元住民の協力も得られていて、用地買収地全ての活動において団結して進められているように感じました。私どもの町に比べると比較にならない規模ではありますが、理念は同じであります。とても参考になる研修でありました。

最後になりますが、今年4月、新たな和水町議会が発足して、委員会全員そろっての研修及び出張は初めてでありました。議員間の親睦も十分図られ、同伴課長各位も含め、実のある、すばらしい行政研修でありました。このたびの経験を大いに役立てて、今後の議会活動に生かしてまいりたいと思います。

以上で、厚生建設常任委員会の行政視察研修の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） これで常任委員長報告を終わります。

日程第6 議案第62号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第62号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第62号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第62号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを御説明いたします。

最初のページ、19ページを御覧いただきたいと思います。

提案理由、令和4年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、条例を改正する必要がある、これがこの条例を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

1 ページ目のほうを御覧ください。

1 ページ目の第19条は、勤勉手当の支給に関する規定となっております。今回の人事院勧告で職員のボーナスに当たる部分が0.10か月分引き上げられ、勤勉手当に配分されましたので、第2項の第1号で一般職員の勤勉手当の支給率を100分の95から、6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合には100分の105に改めております。

また、再任用職員につきましては、同じく0.05か月分引き上げられましたので、勤勉手当に配分されましたので、勤勉手当の支給率のほうを100分の45から、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50に改めております。

他の部分の改正につきましても、今回の人事院勧告に基づく改正となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、提案理由の説明をいたします。

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを御説明いたします。

こちらのほうも最終ページ、9ページになります。

提案理由、地方公務員法の改正に伴い、条例を整備する必要がある、これがこの条例を提出する理由でございます。

今回の改正につきましては、公務員法の改正によりまして、定年の年齢が60歳から65歳へ引き

上げることを柱として、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、この議案のほうでは、関連する条例を一括して記載しております。9本につきましてが一部改正、1本につきましては廃止としております。

内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ目のほうを御覧ください。

今回、65歳に定年が引き上げられることに伴いまして、60歳に達した日以降、本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度というのが導入されます。そこで、従来「再任用」という表示をしていましたところを「定年前再任用」と表示のほうで改正されました。今回、この表示の改正というのがほかの項目でも同様となります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第64号 和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第64号「和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第64号「和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第64号 和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について。

和水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

12ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。

提案理由、地方公務員法の改正等に伴い、条例を整備する必要がある、これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正の主なものについては、新旧対照表で御説明いたします。

まず、1ページ目のほうを御覧ください。

1ページ目の第3条は、定年に関する規定となります。60歳から65歳に改正をされました。

続きまして、4ページを御覧ください。

管理監督職務の上限年齢を60歳と規定しました。これによりまして、現在、管理職手当等支給該当の課長、もしくは審議員等につきましては、60歳以降、課長補佐級の職ということになります。

続きまして、9ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。

附則の中で定年に関する経過措置としまして、2年に1年ずつ段階的に定年の年齢を引き上げ

ていくこととしております。現行の60歳から65歳に改正することとなります。

他の改正につきましても、この改正法に基づくものとなります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第9 議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第65号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第65号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

職員の高齢者部分休業に関する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

提案理由、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等への対応をし、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に關し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある、これがこの条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表、1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

申し訳ありません、議案書の1ページ目のほうをまた見ていただきたいと思います。

制定の内容につきましては、高齢者部分休業を導入するには、地方公務員法第26条の3の規定に基づいて高年齢等する年齢を条例のほうで制定する必要があります。第2条第2項で、現在の定年であります60歳から5年を減じた年齢、55歳とすることとし、それに伴いまして、必要事項のほうを制定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第66号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第66号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第66号の提案理由の説明をいたします。

和水町特別会計条例の一部改正について。

和水町特別会計条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

和水町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条第4号から第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号及び第9号を1号ずつ繰り上げる。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

提案理由としまして、簡易水道事業、下水道事業及び特定地域生活排水処理事業に規定する財務規定等を適用するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回、提案しております。

次のページを御覧ください。

国において地方公営企業法の適用に向けたロードマップが公表され、令和5年度までに公営企業会計へ移行することとなりました。該当事業会計であります簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計の特別会計を公営企業会計に移行するために、特別会計から削除いたします。

以上で議案第66号、和水町特別会計条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第11 議案第67号 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第67号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第67号の提案理由の説明をいたします。

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、公会計の事業では、下水道事業と特定地域生活排水処理事業を統合し、下水道事業といたします。今後の公会計事業では、簡易水道事業会計、下水道事業会計の2つとなります。付随する部分の改正や使用料を税抜きとする条例を一部改正いたします。

附則、この条例は令和５年４月１日から施行する。

提案理由として、特定地域生活排水処理事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書の３枚目を御覧ください。

新旧対照表ですけれども、第３条では、処理区域の町内全域を簡易水道事業、下水道事業の設置等に関する条例に規定する区域といたします。議案第70号で、この処理区域は御説明いたします。

次ページ、４枚目を御覧ください。

第８条、第11条、第13条、住宅所有者を申請者に改めます。

17条では、使用料を税込みとしておりましたけれども税別とし、５枚目の下段の別表第３のとなり、一覧表を改正いたしております。

以上で議案第67号、和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第12 議案第68号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第68号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第68号の提案理由の説明をいたします。

和水町下水道条例の一部改正について。

和水町下水道条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和４年12月９日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

和水町下水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、前議案でも御説明いたしました下水道事業と特定地域生活排水処理事業、これを統合して下水道事業とすることで、付随する部分の改正や使用料、別表です、これを税抜きとする、条例一部を改正いたします。

附則、この条例は令和５年４月１日から施行する。

提案理由としまして、下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書の３枚目を御覧ください。

新旧対照表でございます。

第２条では、設置に関する条例ですが、簡易水道事業、下水道事業の設置等に関する条例に明記いたしますので削除いたします。

第３条では、菊水浄化センターの名称・位置は、公会計となり、センターは削除いたします。

第5条では、処理区域を簡易水道事業会計、下水道事業の設置等に関する条例に規定する区域といたします。

第24条では、使用料を税込みといたしておりましたが税別とし、次ページの5枚目の下段の別表1以下のとおり、一覧表を改正いたしております。また、別表第1の3世帯、4世帯、5世帯住宅、アパート等を集合住宅に改めております。

以上で議案第68号「和水町下水道条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午前10時45分

再開　午前10時55分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13　議案第69号　和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君）　日程第13、議案第69号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長　中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君）　議案第69号の提案理由の説明をいたします。

和水町簡易水道条例の一部改正について。

和水町簡易水道条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

和水町簡易水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですけれども、簡易水道が公会計に移行することで、付随する部分の改正や罰則規定、使用料別表等を税抜きとする条例など、一部改正いたします。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

提案理由としまして、簡易水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案しております。

議案書資料5枚目、新旧対照表を御覧ください。

第2条です。給水区域に関する条例ですが、簡易水道事業、下水道事業の設置等に関する条例に規定する区域といたします。

次のページ、6枚目です。

第7条に、構造及び材質に関する条例を追加いたしております。簡易水道につなぐ個人所有の給水管、装置等の構造、材質についての基準となります。

第8条の給水装置の新設等の申込みで、これに代わる書類を民法に規定する誓約書の提出と改

正いたします。

第9条では、加入負担金ですが、次のページ、7ページになります、加入金一覧表の額を税込みから税抜きとし、消費税相当分を加えた加入金といたしております。

1枚飛びまして、9枚目になります。

第22条です。こちらは水道使用料になります。こちらも税込みとしていたものを税抜きとし、消費税相当分を加えた使用料といたします。

次のページ、10枚目になります。

28条では、給水装置の基準範囲に対する措置、次のページ、11枚目の29条では、停水処分といったものを追加しております。

次のページ、12枚目の下段、第36条です。こちらでは罰則規定を設けております。次のページ、13枚目、1号から5号に該当した場合に過料を科すことができるとしております。

また、第37条、こちらでは料金を逃れた者に対する過料を追加しております。

以上で議案第69号「和水町簡易水道条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第14 議案第70号 和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第70号「和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第70号の提案理由の説明をいたします。

和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。

制定内容ですが、簡易水道を簡易水道事業とし、下水道を下水道と特定地域生活排水処理を合わせて下水道事業とし、それぞれに地方公営企業法を適用させます。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

提案理由としまして、簡易水道事業、下水道事業及び特定地域生活排水処理事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定する必要がありますので、今回提案しております。

1枚目の設置、第1条第1項です。生活用水、その他の浄水を町民に提供するために簡易水道事業を設置する。

第2項で、下水を排除し、処理することにより、都市の健全な発展及び町民の環境向上に寄与

し、併せて公共用水質の保全を図るため、和水町下水道事業を設置するとしております。

第2条では、公営企業法に基づき、財務規定を適用する。

第3条2項に簡易水道事業、3項に下水道事業、4項に特定地域生活排水処理事業の経営規模をそれぞれ明記しております。

次のページ、中段の第6条の会計事務の処理では、出納その他の会計事務及び決算に係る権限は会計管理者に行わせるものとする。

第8条の業務状況説明書類の作成や事業予算の概要及び事業経営方針を明らかにするまでの規定を明記しております。

以上で、議案第70号「和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第15 議案第71号 令和4年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第71号「令和4年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第71号について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面のほうを御覧ください。

令和4年度和水町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,024万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,891万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第3条債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、9ページのほうを御覧いただきたいと思います。

歳入予算の主なものについて御説明いたします。

まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金に、5,398万5,000円を追加いたします。新型コロナ臨時交付金4,616万4,000円のほか、道路整備費補助752万4,000円となります。

続きまして、18款寄附金、1項寄附金に100万円を追加します。将来を担う子供、若者たちのために寄附金が贈呈されました。広報なごみの10月号で御紹介させていただいております。小・中学校、公民館の図書購入費に活用いたします。

続きまして、10ページを御覧ください。

19款繰入金、1項特別会計繰入金に706万7,000円を追加します。後期高齢者医療事業の事業費受入方法の変更に伴うもので繰入金445万円、介護保険事業の令和3年度事業確定に伴う繰入れ261万7,000円となっております。

続きまして、同じく19款繰入金、2項の基金繰入金に66万円を追加します。内田区が行います地区活性化事業として実施される水門の修繕工事に対しまして、産業廃棄物処理施設の地域振興策基金を活用するために繰入れをしております。

続きまして、21款諸収入、4項受託事業収入を977万7,000円減額します。これは、19款繰入金で御説明しました後期高齢者医療事業の事業費の受入方法の変更に伴うもので、当初、一般会計で受け入れることとしていたものを計上した金額を減額しております。

続きまして、同じく21款諸収入、5項雑収入1,911万3,000円を追加します。これは、説明欄に記載しております4つの事業が令和3年度の事業の確定に伴うものとなります。

続きまして、11ページを御覧ください。

22款町債、1項町債に1,860万円を追加します。第4子、第5子に対する出生祝い金の増額分として270万円、土木費の道路橋梁整備事業債の増額1,310万円が主なもので、6ページの第4表、地方債補正で変更しております。

以上で、歳入についての説明のほうは終わります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明します。

12ページを御覧ください。

まず、歳出の款項目の給与、職員手当等につきましては、人事院勧告等の給与改定によるものが主なものとなりますので、説明のほうは省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費に117万7,000円を追加します。18節の負担金補助及び交付金のうち、乗り合いタクシーあいのりくんの利用促進事業となりますが、こちらのほうに新型コロナ臨時交付金を活用し、1月から3月の期間、個人負担金等の補助をし、新規登録者の増加のほうを図ります。

続きまして、内田区が実施される水門修繕工事に対しまして、産業廃棄物処理施設地域振興策補助金として、66万円を計上しております。財源のほうは、歳入で説明しました基金のほうを活用しております。

続きまして、1ページ飛んで14ページのほうを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に2,781万8,000円を追加します。18節の負担金補助及び交付金のうち、高齢者生活支援給付金として2,520万円を計上しております。これは、新型コロナ臨時交付金を活用しまして、電力、ガス、食料品等の価格高騰の影響を特に受けている65歳以上の高齢者の方を支援するため、1人1万円を給付として負担軽減を図っております。

2目の高齢者福祉費に4,781万4,000円を追加いたします。こちらは、きくすい荘の繰出金4,754万3,000円が主な内容です。

続きまして、15ページを御覧ください。

同じく、民生費の中、7目の後期高齢者医療費523万2,000円を減額します。こちらのほうは、歳入で説明した後期高齢者医療事業の事業費受入方法の変更に伴うもので、当初計上した部分を全額減額しております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に1,846万9,000円を追加いたします。

18節の負担金補助及び交付金のうち、子育て世帯給付金としまして、1,250万円を計上しております。こちらは、新型コロナ臨時交付金を活用しまして、食料品等の価格高騰の影響を特に受けている子育て世帯への家計を支援するため、18歳以下の児童1人1万円を給付するものとなります。

続きまして、19節の扶助費に270万円を追加しております。これは、4人目、5人目の出生が増加したため、出生祝い金のほうが増額となります。

続きまして、17ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目の農業総務振興費に1,700万6,000円を追加します。18節の負担金補助及び交付金のうち、農業用資材等価格高騰対策支援金として、1,652万4,000円を計上しております。こちらも新型コロナ臨時交付金を活用し、農業資材等の価格高騰の影響を受けている農業生産者の生産意欲の維持、向上と経営安定を図るため、農業資材購入経費の1割、上限が7万円として支援金を交付するものとなります。

続きまして、18ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、3目の観光費に930万円を追加します。こちらも、新型コロナ臨時交付金を活用し、観光バス、タクシー、運送業者の事業継続を支援するため、大型観光バス、また10トン以上のトラックにつきましては1台当たり6万円、タクシー等につきましては1台3万円、軽貨物につきましては1台1万5,000円を交付するものとなります。

続きまして、19ページを御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、総額で1,663万8,000円を追加します。牧野小田線等の設計業務、中路江光寺線の通学路のカラー舗装工事等が主なものとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費に、総額358万1,000円を追加します。消防施設費の中では、材料費の高騰による耐震性防火水槽の整備工事費170万円が増額しております。災害対策費では、災害待機等での職員の時間外手当の増、または防災行政無線の蓄電池の交換による修繕費等が主なものとなります。

最後に、20ページから21ページ、教育費の中で、それぞれ備品購入費の中に図書費というのを計上しております。この図書費につきましては、歳入で御説明した寄附金を財源としまして、総額100万円の図書費のほうを購入するものとなります。

以上で、歳出のほうの説明は終わります。

続きまして、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第2表の繰越明許費です。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、事業名が戸籍システム管理経費521万6,000円を繰越事業として計上しております。この事業は、戸籍法の一部改正によりまして全国で改修のほうが進められておりまして、技術者の手配調整に不測の日数を要するため、3 月末まででの事業完了の見込みがないため、繰越明許として上げております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

第3 表、債務負担行為補正の追加としまして、そこに計上しておりますとおり、8 つの予算を計上しております。

新型コロナウイルス対策の利子補給等につきましては、貸付けから5 年間の利子を行うものとし、令和5 年から令和9 年までの予定としております。また、その下の保証料助成につきましては、令和11年度までの予定となっております。

また、下2 つにつきましては、三加和地区及び菊水区域のスクールバスの運行业務につきまして、3 年間の委託として、1 月にはプロポーザル等を実施する予定としております。

続きまして、6 ページを御覧ください。

第4 表、地方債補正の変更としまして、今回、補正予算に計上しておりました事業、増額した事業につきまして、5 件の増額となっております。

まず、出生祝金支援事業としまして270万円増額しまして総額が1,310万円、道路橋梁費整備事業が1,310万円増額してまして総額2 億9,820万円、緊急自然災害防止対策事業が100万円増額してまして総額3,150万円、消防施設等整備事業が170万円増額してまして総額が1,500万円、災害復旧事業が10万円増額してまして総額2,120万円、全体で1,860万円の増額となり、総額で3 億7,900万円となります。

以上で、議案第71号「令和4 年度和水町一般会計補正予算（第4 号）」の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第16 議案第72号 令和4 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第72号「令和4 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第72号「令和4 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4 年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3 万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,571万3,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を3万5,000円増額します。これは、人事院勧告による職員勤勉手当の補正となります。

4款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費は、会計年度任用職員の適用保険の変更に
よるもので、予算額に変更はございません。

次に、5ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を3万5,000円増額します。これは、人事院勧告による職員勤勉手当の増額により繰入金を増額するものです。

以上で、議案第72号「令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第73号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17、議案第73号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 議案第73号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億80万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費で18万7,000円を増額いたします。これは、職員の人件費分として、1節の報酬で3万6,000円、2節の給料で4万8,000円、3節の職員手当等で10万3,000円を増額しております。

次に、4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、1節報酬を1万7,000円、同款3項の包括的支援事業任意事業費、1目総合相談事業費、1節報酬で3万4,000円をそれぞれ増額しております。これは、正職及び会計年度任用職員の人件費分となっております。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節の償還金利子及び割引料で、363万3,000円を増額しております。これは、令和3年度の決算に伴う国・県への返還金となっております。

8ページを御覧ください。

同款2項繰出金の一般会計繰出金で、261万7,000円を増額しております。これは、令和3年度の一般会計からの繰入額が所要額を上回ったため、一般会計へ繰り出しを行うものです。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

上から2つ目の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分介護給付費負担金で、335万5,000円を増額しております。これは、令和3年度の決算に伴う介護給付費の不足分となっております。

上段の1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1万2,000円から、6ページを御覧ください、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金の18万7,000円の増額につきましては、歳出の人件費増額に伴う国・県・町の歳入補正となっております。

同じく6ページの8款繰越金、1節の繰越金で、289万5,000円を財源調整のため増額しております。

以上で、議案第73号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第18 議案第74号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18、議案第74号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第74号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,117万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,091万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、歳出について、御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、1節の報酬では、会計年度任用職員の看護師1人を任用すること及び月額改定により48万2,000円を増額補正します。

2節の給料では、介護士及び看護師の正職員各1人が退職することによる減額と任期付の介護職員を任用するための増額、再任用職員の給与の調整のための増額、会計年度任用職員の介護士及び介護補助員の育休取得や退職等による減額を合わせまして、合計で160万9,000円の減額補正をするものです。

3節の職員手当等では、介護士及び看護師の正職員の退職、異動等による減額、介護士の任期付職員を任用するための増額、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて緊急対応するための時間外手当の増額、そして賞与率改定に伴う増額等で、合計70万3,000円を増額補正します。

4節の共済費は1,000円の増額です。

8節旅費は、通勤手当3万円の増額、10節の需用費では、マイクロバスの修繕料として16万1,000円、12節の委託料では、利用者減により給食業務委託料240万3,000円を減額補正します。

次に、2目施設管理費、10節の需用費では、電気代の増嵩による62万5,000円と落雷被害による通信回線及び火災通報装置の修繕料として50万円を増額補正するものです。

16節の公有財産購入費では、きくすい荘建て替えに係る民地約5,500平米の土地購入費として、5,237万2,000円を増額するとともに、21節の補償補填及び賠償金では、立木補償金として33万8,000円を増額補正します。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費でございますが、これは月額改定による給料等の増額、退職や異動等による減額等により、総額2万2,000円を減額補正しております。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

まず、1款サービス収入、1項介護給付費、1目の施設介護サービス費収入として2,613万1,000円を減額、また、2目の居宅介護サービス費収入として1,167万円を減額補正しております。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、1目の施設介護自己負担金収入として762万8,000円を減額、また、2目の居宅介護自己負担金収入として430万5,000円を減額補正しております。

介護給付費及び自己負担金のいずれにつきましても、3部署から2部署への組織再編及び待機者減を背景とした利用者減に伴う収入減となります。

次に、9款諸収入、1項雑入、1目の雑入では、落雷被害分の公有建物共済保険金として49万9,000円とマイクロバス自損事故修繕分の公有自動車損害共済保険金として16万円を増額計上しております。

最後に、10款繰入金ですが、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金は、介護給付費及び自己負担金の収入減の補填として4,754万3,000円を増額補正、また、2項基金繰入金、1目の特老建設基金繰入金は、きくすい荘建て替えに係る公有財産購入費及び補償補填及び賠償金に充当するため、5,271万円を増額補正しております。

以上で、議案第74号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第75号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19、議案第75号「令和4年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第75号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,216万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

主な内容について、歳出から御説明いたします。

予算の資料6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を9万2,000円増額し、2,499万1,000円となります。職員の時間外手当5万6,000円の増額、また、期末勤勉手当3万6,000円の増額、それぞれ追加計上いたしております。

2款衛生費、1項施設管理費、1目施設管理費を40万5,000円増額し、2,078万7,000円となります。燃料高騰に伴う簡易水道施設の電気料の増額分として、40万5,000円を追加計上いたしております。施設の電気料の予算としては年間429万3,000円となっております。

次に、歳入です。

5ページを御覧ください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を49万7,000円増額し、4,691万2,000円となります。歳出で増額しました職員手当、施設の電気料等を歳入の繰越金で増額補正をいたしております。

以上で、議案第75号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第20 議案第76号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20、議案第76号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第76号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,405万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

主な内容について、歳出から御説明いたします。

予算書資料6ページを御覧ください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を104万円増額し、7,246万7,000円としております。これも燃料高騰に伴う浄化センター等の施設の電気料増額分として、104万円を追加計上いたしております。施設の電気料予算としては、年間468万円となります。

次に、歳入です。

5ページを御覧ください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を104万円増額し、5,399万1,000円となります。歳出で増額補正した電気料を歳入の繰越金で増額補正としております。

以上で、議案第76号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第21 議案第77号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21、議案第77号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第77号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正

予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,902万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。

予算書資料7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を7万円増額し、717万6,000円としております。職員の給与手当をそれぞれ追加計上いたしております。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費を600万円増額しております。9,155万1,000円となります。14節の工事請負費、これも600万円を増額しているところです。新規住宅の申請が増加傾向にあります。3件分の浄化槽設置工事請負費として増額しております。今年度は予定では24基の新規浄化槽設置を予定しております。

3款公債費、1項公債費、2目利子を7万3,000円増額し、134万6,000円としております。令和3年度事業の起債借入利率が予定よりも増加したために追加補正をしております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目生活排水処理事業分担金75万円増額し、500万1,000円となります。これは3件分の受益者加入負担金の財源となります。

5款繰入金、1目一般会計繰入金としまして19万3,000円増額し、4,328万2,000円となります。これは事業増による繰入れとなります。

8款町債、1項町債、1目衛生債について520万円増額し、2,820万円となります。浄化槽設置工事に伴う借入金の増額です。町債増額分の内訳としましては、下水道事業債260万円、過疎債260万円を増額補正しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

増額した起債額520万円を上乗せしまして、限度額を2,300万円から2,820万円としております。

以上で、議案第77号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、議案第78号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第78号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,135万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を9万5,000円増額します。これは、人事院勧告による職員の人件費の補正となります。

3款保険事業費、1項健康保持増進事業費、4目一体的事業費を445万円増額します。4節の共済費につきましては、会計年度任用職員の適用保険の変更によるもので予算額に変更はございません。

27節の繰出金につきましては、総務省の指示に基づき、高齢者の保険介護予防一体的推進事業費の医療専門職員の人件費の繰り出しを一般会計との間で財源組替えを行うものです。

次に、5ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を523万2,000円減額します。まずは、人事院勧告による職員の人件費の増額により、事務費繰入金9万5,000円の増額です。

保健介護予防一体的推進事業の532万7,000円の減額と、6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入の977万7,000円の増額につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。

これは、保健介護予防一体的推進事業の医療専門職員の人件費となります。この事業では、保健子ども課の医療専門職員1名分と税務住民課の医療専門職員2名分の人件費を後期高齢者医療広域連合から事業受託として受け入れています。当初は3人分の人件費977万7,000円を一般会計で受け入れ、その分の税務住民課職員2名分532万7,000円を後期高齢者医療事業会計へ繰り入れる予算を組んでいました。今回の補正予算では、3人分の人件費977万7,000円を後期高齢者医療事業会計で受け入れ、そのうちの保健子ども課職員の1名分445万円を一般会計へ繰り出すよう

変更しています。これは、総務省の指示に基づき変更するものでございます。

以上で、議案第78号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第23 議案第79号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第23、議案第79号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第79号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則第1条、令和4年度和水町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条令和4年度和水町病院事業会計予算（以「予算」と言う。）、第3条の定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額9億4,854万円、補正予定額2億4,039万1,000円、計11億8,893万1,000円。

第1項医業収益、既決予定額7億1,644万4,000円、補正予定額2億4,039万1,000円、計9億5,683万5,000円。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額9億4,854万円、補正予定額6,913万1,000円、計10億1,767万1,000円。

第1項医業費用、既決予定額8億7,794万2,000円、補正予定額6,773万2,000円、計9億4,567万4,000円。

第3項健康管理センター費用、既決予定額2,025万8,000円、補正予定額18万2,000円、計2,044万円。

第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額2,159万3,000円、補正予定額66万1,000円、計2,225万4,000円。

第5項訪問看護事業費用、既決予定額2,195万6,000円、補正予定額55万6,000円、計2,251万2,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正第3条、予算第7条の中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額6億1,587万7,000円、補正予定額1,384万4,000円、計6億2,972万1,000円。

棚卸資産購入限度額の補正第4条、予算第8条中、棚卸資産の購入限度額6,110万3,000円を1億981万4,000円に改める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算の実施計画、収益的収入及び支出により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

収入につきましては、1款病院事業収益、1項医業収益、5目補助金を2億4,039万1,000円補正し、2億4,718万7,000円とします。これは、新型コロナウイルス感染症に伴うコロナ入院病床確保事業補助金2億4,039万1,000円とワクチン個別接種促進事業補助金153万5,000円、コロナ入院医療機関設備事業補助金93万5,000円です。

次に、支出を説明します。

3ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、1,244万5,000円増額補正し、5億6,954万3,000円とします。これは、主に給与改定に伴う補正と新型コロナウイルス感染症対応の時間外手当等の増額となります。

2目材料費は4,871万1,000円増額補正し、1億981万4,000円とします。これは、新型コロナ対応に係る薬品費、診療材料費、給食材料費の費用の増額でございます。

3目経費は657万6,000円の増額補正し、1億8,815万円とします。これは、電気代の高騰や施設の修繕費用として増額するものでございます。

3項健康管理センター費用、4項居宅介護支援事業費用、5項訪問看護事業費用は、主に給与改定に伴う給与手当等の費用の増額でございます。

以上で、議案第79号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第24 議案第80号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、議案第80号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第80号について、提案理由の説明をいたします。

議案第80号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を、次のとおり変更する。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

提案理由、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

変更の内容につきましては、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

別表が記載されております。中ほどにあります菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散され、同日限りとなりますので、熊本県市町村総合事務組合のほうから脱退されるためとなります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第25 議案第81号 指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第25、議案第81号「指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 議案第81号「指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」の提案理由の説明を申し上げます。

三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を、次のとおり指定する。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称、三加和温泉ふるさと交流センター、和水町緑彩館。
2. 指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町内田2211番地、株式会社丸美屋代表取締役東健でございます。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由でございますが、和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例第13条第1項及び和水町緑彩館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第81号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第26 議案第82号 指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）

○議長（高木洋一郎君） 日程第26、議案第82号「指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）」を議題とします。

ー・キャンプ場)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 議案第82号「指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）」の提案理由の説明を申し上げます。

和水江田川カヌー・キャンプ場の指定管理者を、次のとおり指定する。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称、和水江田川カヌー・キャンプ場。

2. 指定管理者となる団体、大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号ブリーゼタワー23階、株式会社ティーシーエイ代表取締役柿内裕一でございます。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由でございます、和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第82号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第27 議案第83号 町道の路線廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、議案第83号「町道の路線廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第83号「町道の路線廃止について」、提案理由の説明をいたします。

道路法第10条第1項の規定により、別紙のとおり、町道の路線廃止をすることとする。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

提案理由としまして、町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案しております。

次のページを御覧ください。

平成27年度より道路改良を行ってまいりました江田高野線が今年度末をもって完了予定としております。

供用開始を行う上で関係する町道路線の起点と終点位置が変わりますので、今までの区間の道路供用を廃止し、新しい区間で認定し直す路線と廃止する路線が出てまいります。

まず、路線番号2番です。路線名は、江田高野線です。起点は和水町江田字天神平地先から、終点は和水町高野字北井川地先までとなり、道路延長は4,841メートルです。

路線番号152番です。路線名は、米渡尾前野線です。起点は和水町米渡尾字柳浦地先から、終点は和水町高野字前餅田先までとなり、道路延長は1,540.8メートルです。

路線番号412番、路線名は八反田線です。起点は和水町高野字坂川原地先から、終点は和水町高野字井川平地先までとなり、道路延長は343.3メートルです。

路線番号414番、路線名は山上線です。起点は和水町高野字八反田地先から、終点は和水町高野字植木地先までとなり、道路延長は712.1メートルです。

路線番号418番、路線名は道手線です。起点は和水町高野字宮の脇地先から、終点は和水町高野字八反田地先までとなり、道路延長は497.7メートルです。

以上の路線となりますが、路線番号412番の八反田線に関しましては、江田高野線の新規改良したことによるものと利用状況を勘案しまして廃止といたしております。

以上で、議案第83号「町道の路線廃止について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第28 議案第84号 町道の路線認定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第28、議案第84号「町道の路線認定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第84号「町道の路線認定について」、提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

提案理由としまして、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案しております。

次のページを御覧ください。

路線番号2番です。路線名は、江田高野線です。起点は和水町江田字天神平地先から、終点は和水町高野字八反田地先までとなり、道路延長は約4,770メートルです。

路線番号152番、路線名は、米渡尾前野線です。起点は和水町米渡尾字宮の谷地先から、終点は和水町高野字前餅田地先までとなり、道路延長は約1,641メートルです。

路線番号414番です。路線名は山上線です。起点は和水町高野字八反田地先から、終点は和水町高野字植木地先までとなり、道路延長は約738メートルです。

路線番号418番、路線名は道手線です。起点は和水町高野字八反田地先から、終点は和水町高野字宮の脇地先までとなり、道路延長は約590メートルです。

次に、新規認定となります江田高野線の終点位置が大幅に変更になります。高野本村地区内を通る道路を新たに路線認定としております。路線番号434番、路線名は本村3号線です。起点は

和水町高野字北井川前田地先から、終点は和水町高野字前田地先までとなり、道路延長約750メートルです。

路線廃止議案で御説明いたしましたとおり、江田高野線新規改良に伴い起点・終点位置が変わり、新しい区間で認定し直す路線と路線番号434番の新規の認定路線となっております。

以上で、議案第84号「町道の路線認定について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第29 議案第85号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第29、議案第85号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第85号「工事請負契約の締結について」。

町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

工事名は、町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）、工事場所、和水町日平地内、契約金額は8,118万円、税込みとなっております。

契約の相手方、熊本県玉名郡和水町萩原1258番地1、株式会社高岡建設代表取締役高岡義正です。

契約の方法、指名競争入札となっております。

提案理由としまして、町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の第5号より、和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案いたしております。

この工事の内容としまして、延長12.6メートルの範囲において、令和4年12月から令和5年3月までの工期として、日平川を横断するボックスカルバート埋設工事を行うものです。工期につきましては、財務省及び町議会の繰越承認が得られましたら、令和5年12月末日までに工期を延伸する予定としております。

町道牧野蜻浦線の全体工事としましては、一部区間の道路付替工事でありますので、日平川の埋設するボックスカルバート工事と付替新規改良工事を行う工事部分、こちらを同時進行して令和5年度末までに完了できるように進めてまいります。

以上で、議案第85号「工事請負契約の締結について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第30 議案第86号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第30、議案第86号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第86号、提案理由の説明をいたします。

議案第86号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

提案理由、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある、これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

令和4年、人事院勧告が行われまして、一般職の給与改定に準じまして特別職の給与が改定されることとなったため、期末手当の支給割合を100分の120から100分の165に改正するものです。

施行日は、令和5年4月1日からとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第31 議案第87号 和水町議会の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第31、議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第87号について、提案理由の説明をいたします。

議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由を御説明いたします。

提案理由、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある、これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

令和4年、人事院勧告が行われまして、一般職の給与改定に準じまして特別職の給与が改定されることとなったため、期末手当の支給割合を100分の120から100分の165に改正するものです。

施行日は、令和5年4月1日からとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第32 議案第88号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第32、議案第88号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第88号について、提案理由の説明をいたします。

議案第88号「和水町病院事業管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を、次のように定める。

令和4年12月9日提出

和水町長、石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

提案理由、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある、これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

令和4年、人事院勧告が行われ、一般職の給与改定に準じて特別職の給与が改定されることとなったため、期末手当の支給割合を100分の120から100分の165に改正するものです。

施行日は、令和5年4月1日からとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第33 陳情等の常任委員会付託

○議長（高木洋一郎君） 日程第33、陳情等の常任委員会付託については、本日までに受理した陳情等は、お手元に配っております「陳情等文書受付一覧表」のとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程を全部終了します。

12日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時4分